

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会事例を中心に説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

**Q1** 委員会における継続審査の動議の提出について①

委員会に付託された陳情について審査を行い、討論が終了したため委員長が当該請願を採決に付す旨を述べた。

この直後に委員の一人が、当該請願を継続審査とすることを求める動議を提出したところ、一部の委員から当該動議の扱いに関する疑義が提示された。

当該動議をどのように扱うのが適切か。

**A1** 標準市議会会議規則は、第123条で表決時の発言制限について規定しています。これによると、委員長が表決の宣告をした後は、表決の方法に関するものを除き、個人も発言を求めることができないとされています。つまり、継続審査に関する発言（動議）は表決の方法に関する発言とは考えられないため、委員長の表決の宣告後は継続審査を求める動議

連載③4

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

議の提出ができないこととなります。したがって、仮に表決の宣告後に継続審査の動議

が委員から提出されても、委員長は、会議規則により当該発言は認められないため、動議も認めない旨を述べて表決（採決）に進むこととなります。

そもそも継続審査とは、委員会の審査が十分ではないために、会期を越えて引き続き審査をすることをいいます。このことから、審査が十分に行われ、審査している事件に対する疑義が解消した段階とされる、討論や表決の段階で継続審査の動議を提出する委員に問題があるといわざるを得ません。会議規則上、継続審査に関する動議を提出することができないのは、討論の終結直後までですが、継続審査の趣旨などを考慮すると、継続審査を希望する委員は、質疑終結前に当該動議を提出す

るべきと考えます。

なお、委員会での継続審査の動議の提出を認められなかった委員は、本会議において、継続審査の動議を提出することができます。当該動議は、委員長による委員会の審査結果等の報告、これに対する質疑が行われた後に提出することが適当です。また、動議の内容は、委員会への再付託と継続審査となります。これは、対象となる事件が委員会に付託された状態でなければ、継続審査とすることができないためです。

参考 地方自治法

第109条 (略)

2～7 (略)

8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

9 (略)

参考 標準市議会会議規則

第123条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

Q2 委員会における継続審査の動議の提出について②

委員会に付託し審査中の条例の一部改正案について、一部の委員が継続審査を希望しており、委員会において継続審査の動議を提出することを事務局に通知している。

その一方で、継続審査に反対又は消極的な委員から、継続審査の是非について委員会で議決する際に質疑や討論(反対討論)をすることができるか確認を求められている。

当市議会では、過去、継続審査の是非について委員会で審査する場合、質疑、討論を行った事例がない(本会議も同様)ことから、消極に考えているが、委員から質疑、討論の申出があったとき、これを拒否することができるか。

A2 継続審査を認めるか否かについては、本会議での議決が必要です。本会議での継続審査の議決は多くの場合、継続審査の対象となる事件を付託された委員会からの申出(委員会での議決が必要)に基づいて行われますが、この他に本会議での議員(付託された委員会に所属していない議員が考えられます)からの動議に基づいて行われることがあります。

議会での事件の審議、審査は提案説明、質疑、討論、表決の順序で行われるのが基本ですが、会議規則などで討論を用いないで表決を行うことを定めるものがあり、具体的な例として秘密会の決定や日程追加などを挙げることができま

す。また、会議規則などに規定はないが各議会の判断に基づいて質疑や討論を行わない運営をする事件があり、そのような事件の一つとしてQ2の継続審査があります。このような運営をする理由として、事件の内容が単純、明快であるため、質疑や討論を行う必要性が低いことなどが考えられます。

このように、継続審査の是非を判断する際に質疑や討論を行うことは会議規則などで禁じられているものではないことから、質疑や討論を希望する議員がいる場合、これを認めざるを得ないと考えます。ただし質疑や討論の内容は、継続審査の対象となる事件に関するものではなく、継続審査に関することに限定されることに注意が必要です。

参考 地方自治法

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。

参考 標準市議会会議規則

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。

第111条 委員会は、閉会中もお審査又は調査をする必要があると認めるときは、その理由を附け、委員長から議長に申し出なければならぬ。

Q3 委員会における継続審査の動議の提出について③

当市議会では、当初予算案、補正予算案ともに各常任委員会に分割付託している。

今定例会に提出された補正予算案についても、3つの常任委員会に分割付託し、審査している。このうち、1つの委員会が付託された補正予算について継続審査が適当という意見が一部の委員から出ている。

仮に付託された補正予算案を継続審査とする旨の動議が委員会の審査中に提出された場合、どのような対応をすることが適当か。

A3 まず、予算の分割付託ですが、予算を分割し所管する委員会に付託することは、議案一体の原則に反するとされています。したがって、本来ならば1つの委員会（総務常任委員会、予算常任委員会、予算特別委員会が考えられます。）に付託するべきと考えます。

しかしながら、一部の議会で分割付託が行われている実情があり、付託された委員会において継続審査の議決がされることも考えられます。

しかし、継続審査となるのは議案の一部で

はなく、議案全体（Q3の場合は補正予算全体）ですので、委員会で分割付託された議案の一部を継続審査とすることはできません。したがって、継続審査を希望する場合には、委員会ではなく、本会議で補正予算全体に対する継続審査の動議を提出してこれを可決することが適当です。継続審査の手続は、通常、対象となる事件（議案）が付託された委員会からの申出に基づいて、本会議で議決しますが、当該申出がなくても本会議において、議員からの動議又は議長発議に基づいて継続審査の議決することは可能です。

なお、このような問題が生じないようにするために、議案一体の原則から分割付託の適否について改めて各議会において問題点を検証し、これを改めることが必要と考えます。

ちなみに、継続審査は期間を明確にせずに継続審査とする旨を議決した場合は、次の会期までが継続審査の期間と解されます。

参考 行政実例（昭和29年9月3日）

問1 1議案を2以上の委員会に付託することとは不可能と考えるがどうか。若し仮に適法であり、可能とするならば、いかなる方法で付託するか。

2 予算の分割審議の可否に関する法律の明示はないが、予算不可分の原則は当然のこととして法律の考えなかつた範囲に属する問題であつて条理違反と考えるがどうか。

答1 1議案を2以上の委員会に付託すべきものではない。

2 予算は不可分であつて、委員会としての最終的な判断は1つの委員会において行うべく、2以上の委員会で分割審査すべきものではない。

参考 行政実例（昭和22年7月29日）

問 条例の議決について一部を可決他を継続審査するため、2つの条例案に修正すること可なりや。

答 電照の件1の条例案を分割してその一部を可決し、他を継続審査とするような修正をすることはできない。

参考 行政実例（昭和25年5月3日）

閉会中の審査期間は、必ずしも次の会期までとは限らないが、その継続審査に特に期限を付さない限りは、原則として次の会期までと解するのが相当である。

Q4 執行機関の欠席と本会議の開催について

今定例会の会期中に台風が直撃した。執行機関がその対応に当たることになったため、今定例会の本会議に執行機関の全員が出席できない日が生じることが判明した。

このことから、一部の議員から執行機関が欠席の日は本会議を休会にしなければならぬという意見が出ている。その一方で、執行機関の欠席のみをもって直ちに休会になるというわけではないという意見がある。

執行機関の欠席が見込まれる場合、本会議を休会にしなければならないか。

A4 地方自治法（以下「法」という。）上の会議の開催条件は、定数の半数以上の議員が出席していることだけです。執行機関の出席は議会の開催条件ではありませんので、執行機関の欠席により、法律上、本会議が開催できないということにはなりません。

しかし、議会は執行機関の監視機関として、執行機関に対し一般質問を行ったり、執行機関が提出した事件（条例や予算）を質疑等を通じて審議し、これの可否を決することが求

められているため、執行機関の欠席により事實上、審議ができないために本会議を開催できないということは考えられます。

以上のことから、執行機関の出席がなくても審議することが可能と思われる事件（意見書や決議、請願や陳情が考えられます。）があるならば、執行機関が欠席する状況下でも、これを審議するため本会議を開催することは可能です。執行機関の出席が不可欠という状況ならば、休会にせざるを得ないと考えます。

最終的に当日を休会とするか否かは議会の判断となりますが、当初予定していた事件を別の日に審議することになるおそれがあることから、議会運営委員会に議長が諮問するなど、議会内で協議した上で判断することが適当です。

なお、執行機関の本会議への出席については、法第121条第1項ただし書きに該当するときは、本会議への出席義務が免除されます。これに該当する事由として、災害による交通途絶やその対応、疾病や傷害、重要な公務出張などが考えられ、執行機関からのこれら理由に基づく届出に対して議会や議長がこれを許可、不許可を出すということにはなりません。

## 参考 地方自治法

**第113条** 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことはできない。（略）

**第121条** 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならぬ。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

## 2 (略)

### Q5 会議録署名議員の追加指名について

本市では、会議録署名議員を会期の初日に指名（2名）し、当該会期を通じて会議録署名議員としている。

会期3日目の本会議において、会議録署名議員が都合により本会議を欠席したが、議長、議会事務局ともに当該議員が会議録署名議員であることを失念したため、会議録署名議員の追加指名を行わず、当日の会議録署名議員の数が法の定める2人以上を満たさないまま散会した。

このようなことから、後日の本会議において、会議録署名議員を遡って追加指名するべきという意見があるが、このような追加指名は可能なのか。

**A5** 会議録署名議員は、作成された会議録の内容が正確であることを証明することを役目とする議員です。したがって、会議録署名議員に指名された議員は、常に本会議に出席していることが求められます。しかし、会議録署名議員に対し、法的に本会議の出席義務を課す規定はありません。

会議録署名議員が個人的な理由で本会議を欠席、遅刻や早退、一時的な退席などをする場合があります。そのために会議録署名議員

の数が法の定める2人を満たさないときは、議長は速やかに会議録署名議員を追加指名する必要があります。

Q5のように、本来ならば議長が速やかに会議録署名議員を追加指名するべきところ、これを行わなかった場合、会議録署名議員の追加指名を法が定める会議録署名議員の人数を満たさなくなったときに遡って行うことについては、消極に解します。

議員は、会議録署名議員に指名されるまでは必ずしも作成される会議録の内容が正確であることを意識して本会議に臨んでいる訳ではなく、議題となった事件の審議に集中していることが想定されます。会議録署名議員の役割を考慮すると、一定の時期に遡って会議録署名議員としての職務遂行を求めることには、問題があると考えます。

以上のことから、会議録署名議員の追加指名をした場合、会議録署名議員が署名する会議の対象は、指名された時以降の会議であり、それ以前の会議に対して署名する必要はないと解します。なお、会議録署名議員が法の定める数を満たさない状況があったとしても、会議録の効力には影響がないとされています。

今後は、Q5のような事案が生じないように、会議録署名議員の会議への出席等について注意

し、当該議員の欠席等により会議録署名議員が法の定める人数を満たさなくなったときは、速やかに会議録署名議員の追加指名を行うように議長、議会事務局は心がけるべきです。

なお、会議録署名議員の予定外の欠席等に的確に対応するために、会議録署名議員を会期の初めに指名し、当該会期中を通して会議録署名議員とするのではなく、会議録署名議員の指名を、本会議を開催する度に行うほか、一部の議会では、法が定める2人を超える人数（例えば3人）の会議録署名議員を指名することを会議規則に規定し、会議録署名議員が欠席等の場合、追加指名を行う必要がないようにしています。

参考 地方自治法

第123条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第234条第5項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

2 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員がこれに署名しなければならぬ。

3・4 （略）

参考 標準市議会会議規則

第88条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、○人とし、議長が会議において指名する。

参考 行政実例（昭和22年7月29日）

- 問1 第123条の議事録は町村会開会当日作成しなければ無効（議事録として）か。
- 2 議事録は町村会開会当日これを作成するしとは規定していないが、当日これを作成することが妥当と思われるが、仮に町村会開会後幾日も経て作成しても有効であるとすれば、議事録はいかようにも作成できる訳である。
- 3 議事録は議長並びに出席議員2人の署名を必要とするが、この署名がなかった節は無効か。
- 4 前項の議事録が議事録として無効とすれば、当日の議事自体がすべて無効であると解してよいか。
- 答 議事録は会議のつとすみやかに調製すべきものであり、署名を欠いても効力がないということとはできないものである。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）  
議会運営実務提要（ぎょうせい）  
地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）  
逐条会議規則（学陽書房）